

非常変災時など緊迫事態における非常措置について

非常変災時における生徒の安全確保のため、下記のとおり非常措置をとりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 台風等暴風(雨)襲来時における対応

(1) 滋賀県全域または滋賀県南部において、「特別警報」および「暴風を含む警報」発令時における措置

① 生徒の登校前

◆ 午前7時において「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合

- ・ 学校から改めての通知はしませんが、発令と同時に自動的に、臨時休業とします。

② 生徒の登校後

◆ 登校後に「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合

- ・ 通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示をします。

(2) 「特別警報」および「暴風を含む警報」解除後の措置

① 午前7時までに、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が解除された場合

◆ 地域や通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合

- ・ 必要に応じて始業時刻の繰下げ又は臨時休業の指示をします。

② 生徒の登校後

- ・ 状況を判断し、場合によっては(1)の②に準じます。

2 その他の警報等(大雪、大雨、洪水等)

(1) 基本的には、臨時休業ではありません。

- ・ ただし、地域や通学路の状況から、臨時休校、始業時刻の繰下げ、終業時刻の繰上げ等の措置が必要な事態となった場合、適切な指示をします。

(2) 大雪や大雨等で交通が遮断されたりした場合、始業が遅れることがあります。その場合、自習態勢をとります。

3 地震発生の場合

(1) 家にいる時で、緊急避難が必要と判断した場合

- ・ 指定の広域避難場所へ安全確保の上避難してください。

(2) 学校にいる時

- ・ 学校の防災マニュアルに従って、避難させます。